令和8年度
「里山林活性化による多面的機能発揮対策」

地域の身近な里山林の多面的機能の発揮や山村地域の維持・活性化を図るため、里山林の整備・活用に取り組む地域住民等で構成する活動組織の活動を支援します。

どのような支援メニューがありますか？

本事業では、以下の3つの支援メニューを用意しています。

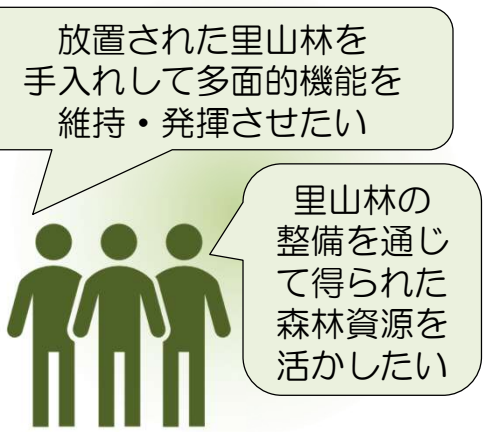

地域活動型（森林資源活用）

地域住民等が連携した里山林の整備と森林資源の活用を支援します。

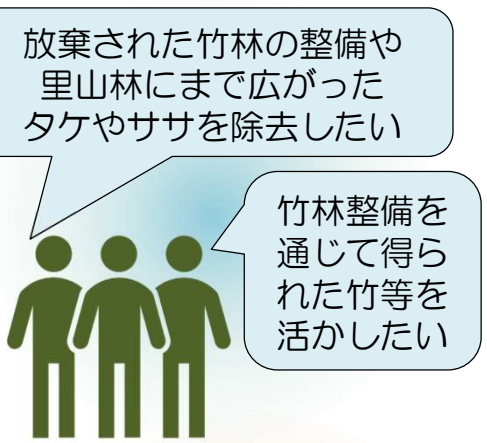

地域活動型（竹林資源活用）

地域住民等が連携した竹林整備等と竹林資源の活用を支援します。

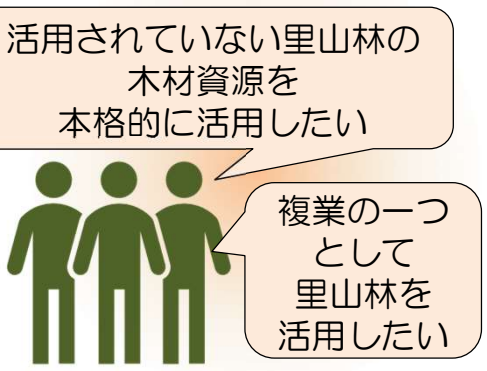

複業実践型

本格的な森林資源の活用の実践を支援します。

このほか、上記メニューに付帯できる追加メニューとして、**作業道・歩道の作設・改修／鳥獣害防止柵の設置／資機材の購入・設置／関係人口創出・維持のための環境整備・調整／アドバイザー派遣等による活動のサポート** があります。

各メニューはどのような支援内容ですか？

- 対象となる森林において3年間の活動計画を立てた際に、各年度に行う支援対象の作業に係る人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋等の安全装具、なた・のこぎり等の消耗品、委託料、印刷費等に対して、定額で支援します。
- 各メニューの国の交付単価及び対象の作業は以下のとおりです。

メインメニュー

地域活動型（森林資源活用）

【交付単価（国）】 年・ha当たり**最大120,000円**

【対象となる作業】

雑草木の刈払い・集積・処理・利用／落葉の集積・処理／簡易な歩道・作業道の作設・改修／地拵え／苗木植栽／播種／施肥／不要萌芽の除去／緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出／風倒木・枯損木の除去・集積・処理・利用／土留め等の簡易な柵の設置／木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理／特用林産物の植付・播種・施肥・採集／これらの活動に必要な森林調査・見回り／機械の取扱講習／安全講習・施業技術に関する講習／活動結果のモニタリング等

地域活動型（竹林資源活用）

【交付単価（国）】 年・ha当たり**最大332,000円**

【対象となる作業】

地域活動型（森林資源活用）で対象となる活動に加えて、竹の伐採・搬出・処理・利用等

複業実践型

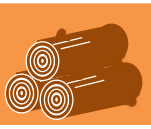

【交付単価（国）】 年・ha当たり**最大191,000円**

【対象となる作業】

地域活動型（森林資源活用）で対象となる活動に加えて、間伐木等の伐採・運搬・処理等

- このほか、取組内容に合わせて追加メニューを付帯できます。

追加メニュー

機能強化

【交付単価（国）】 年・m当たり**最大800円**

【対象となる作業】 主に重機等を用いた歩道・作業道等の作設・改修／鳥獣害防止柵の設置・補修／これらの活動に必要な森林調査・見回り等

関係人口創出・維持

【交付単価（国）】 年当たり**最大50,000円**

【対象となる作業】 構成員以外の地域外関係者の作業参加に係る調整／受け入れのための現地環境整備／これらの活動に必要な森林調査・見回り等

追加メニュー（続き）

活動推進

【交付単価（国）】 年当たり**最大38,000円**

【対象となる作業】 現地確認（林況、境界等）／活動計画の検討・実施に係る調整・研修等

資機材支援

活動の実施に必要な資機材の購入・設置に必要な額について、**1/2以内（一部1/3以内）**の範囲で支援します。

【例】 刈払機／チェーンソー／ウインチ／チッパー＊／わな／苗木／電気柵・土留め柵等構築物の資材／林内作業車＊／薪割り機＊／薪ストーブ＊／炭焼き小屋＊等 （＊は1/3以内を支援）

支援を受ける際の主な注意点はありますか？

✓ 地域住民、森林所有者等、地域の実情に応じた方（3名以上）で構成される活動組織の設立が必要です。

- 個人だけでなく地域の自治会やNPO法人等の団体が活動組織の構成員となることもできます。また、3名以上で構成されている団体であれば団体が活動組織となることができます（複業実践型に限り、活動組織は法人格を有している必要があります。）。
- 活動組織を設立する際は、規約の制定や、通帳の作成等が必要となります。また、原則として活動する森林と同一の都道府県内に事務所が設置されている必要があります。

✓ 支援対象となる活動を行う森林は、活動を行う時点で森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林＊です。

＊活動する森林は1か所で0．1ha以上である必要があります。

- 活動を行う森林の所有者との協定等が必要です。

✓ 申請時に、3年間＊の活動計画を記した活動計画書を提出いただきます。

＊活動森林への支援は最大で3年間です。

- 活動組織名、事務所所在地、取組の背景及び概要、3年間の活動計画、年度別の取組内容等を記載した活動計画書を提出いただきます。

✓ 毎年度の安全研修等及びモニタリング調査の実施が必要です。

- 年1回以上の安全講習や森林施業技術の向上の講習の実施、モニタリング調査（活動計画で目標とした里山林の姿に近づいているか等を確認するために、初年度の作業開始前と、毎年度の活動終了後に行う調査）の実施及び報告が必要です。

✓ 各メニューには採択要件があります。

- 上記の他、各メニューには採択にあたって要件があります。詳しくは本交付金の交付等要綱及び実施要領を御覧いただくか、お問い合わせ先までお尋ねください。

手続きはどのようになっていますか？

活動組織における大まかな手続きの流れは以下のとおりです。

事前準備

活動組織の設立
参加者を募り、どのような森づくりや活動をしたいか話し合います。

↓

活動する森林の決定
森林所有者の同意を得て協定を締結します。
活動する森林が本交付金の要件を満たすか確認します。

↓

地域協議会へ申請※
※申請先は都道府県によって異なります。
３年間の活動計画書を作成します。申請に必要な書類は、地域協議会や林野庁のウェブサイトから入手できます。

↓

交付金採択決定

【事前準備】
下記の書類作成等について、地域協議会に事前に相談します。

［提出書類］
・活動組織規約
・協定書
・採択申請書
・活動計画書
・森林計画図　　等

活動実施

活動の実施
モニタリング調査実施
活動計画書に基づき活動を開始します。目標達成度を調査するためモニタリング調査（森林の状態を把握する初回調査、活動の効果を確認する年次調査）等を行います。

↓

活動記録の保存

【活動実施】
活動に必要な安全講習等について地域協議会等に相談をしたり、モニタリング調査等の指導を受けます。

報告

活動実績の取りまとめ
活動記録の提出
実施状況報告書を提出します。１年目、２年目の活動組織は、次年度の活動に向けて、活動計画書の見直し等を検討します。

↓

交付金活動の完了

【報告】
その年の作業終了後、活動記録等を地域協議会へ提出します（事前に内容を確認してもらうようにします）。

【お問い合わせ先】

本事業の詳細は、林野庁森林利用課山村振興・緑化推進室（☎03-3502-0048）
または各都道府県の地域協議会へお問い合わせください
（地域協議会の連絡先は以下の林野庁ウェブサイトに掲載しております）。

林野庁ウェブサイト
https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html#kyogikai